

平成30年度三豊市都市計画審議会（第1回）議事録

1. 日 時 平成30年12月11日（火） 午前10時5分～
2. 場 所 三豊市役所 危機管理センター 301会議室
3. 出 席 者 紀伊 雅敦、清水 幸一、土山 修身、島田 美和子
堀江 博、真鍋 貴臣、新延 修、田尾 亜希子
吉田 美和子、高橋 寛栄、佐治 康弘、松原 郁雄
小山 純一（13名）
- 事 務 局 土木管理課 課長 山本 和人
建設課長補佐 三宅 一嘉
主任 真鍋 裕亮
主任主事 太田 貴文
4. 欠 席 者 なし
5. 土木管理課長挨拶 省 略
6. 審議会の成立確認 三豊市都市計画審議会条例第5条第1項の規程による
2分の1以上の出席により成立。
7. 開 会 午前10時5分
8. 議事録署名委員 土山委員 堀江委員

9. 議案の概要

（紀伊会長）

最初に、本会の公開についてですが、三豊市都市計画審議会運営規則第5条において、「原則として非公開するものとする」と規定されておりますが、三豊市の会議の公開に関する指針及び今回の議事内容が個人情報等を含んでいないことから、本会議を公開として進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

異議なし

(紀伊会長)

次に、審議会の議事録に署名していただく委員さんを運営規則第7条第3項により指名いたします。今回は、「土山委員」と「堀江委員」の両委員さんをお願いします。

両委員 了承

(紀伊会長)

それでは、議案第1号「詫間都市計画公園の変更について」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号「詫間都市計画公園の変更について」説明します。

議案書の2ページ、計画書(案)をご覧ください。

この度、詫間都市計画公園の変更ということで、昭和46年9月18日に都市計画決定された中央児童公園を廃止するものです。「公園位置図」の資料を併せてご確認ください。

廃止する中央児童公園の概要ですが、三豊市役所詫間支所の南側にある浪打八幡宮の境内地の一部を使用賃借して整備された、広さ約1015平方メートルの公園となっております。

廃止の理由については、議案書3ページの理由書をご覧ください。

中央児童公園は、旧詫間町において、昭和46年に児童の健全な育成と住民の生活向上を図ることを目的として都市計画決定した街区公園です。公園整備から45年以上が経過し、周辺環境の変化や少子高齢化の影響などで、利用者が大幅に減少している状況であり、また、公園敷地における土地物件の貸借契約の更新が困難となったことから、今回公園区域を廃止するものです。

次に議案書4ページ計画書(案)をご覧ください。今回、廃止する公園区域については、黄色の部分になります。浪打八幡宮の裏参道の階段を昇っていくと、左側に公園があります。整備当時は、トイレ、フェンス、ベンチなどが整備されていましたが、現在は、全て撤去しており、公園の名称が埋め込まれている石垣門のみが残っているような状態です。

これらの計画書(案)や理由書について、平成30年11月12日から平成30年11月26日までの間、縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第1号の説明を終わります。会長、以上です。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが、委員の皆様より、ご意見やご質問をお願いします。

(高橋委員)

中央児童公園を知らない人が多いのですか。

(事務局)

境内地の中にあり、現在は利用者がほとんどいないため都市公園としての、認知度はかなり低い。

(高橋委員)

公園が安心して使えない状況だったということか。

(事務局)

整備当時は詫間町内に公園用地となるような土地も少なく、苦渋の選択として借地契約を交わし、都市公園を設置したという経緯があり、近隣の住民が利用していたが、裏参道の横ということもあり、今となっては公園として適切な場所であるとは言えない。

(清水委員)

裏山のような感覚でよいと思うのだが、やはり子供は遊んでいないのか。

(事務局)

遊んでいない。現在は、詫間支所北側の埋立地に分譲住宅が整備され、臨港部に整備された公園があるので、そちらを利用しているのではないかと考えている。

(真鍋委員)

基本的な事になりますが今回の付議案件は都市計画区域内だからか。都市区域外は必要ないのか。

(事務局)

都市計画区域内にある公園と都市公園として都市計画決定をしているので、今回は、廃止するためには審議会の承認が必要となります。原則的に都市計画区域外には都市公園はないので、そもそも審議会に諮る必要はありません。

(土山委員)

廃止については理解できました。位置的には児童公園が必要な地域ではないか。子供の健全育成のための児童公園だとしたら、都市公園でなくてもよいので子供が遊べる広場を考えていくべきではないだろうか。

(事務局)

先ほど少しふれましたが、支所北側の埋立地に「ポートメモリアルパーク」という公園が整備されており、代替公園の役割を果たすと考えている。

条例で定める市民一人あたりの都市公園面積はクリアできていないが、農村公園や区域外の公園など市全体の公園で考えると必要面積は確保できている。

(土山委員)

1人あたりの公園面積は一つの目安になるが、面積だけの話では、立地や役割についても考えなければいけないのではないかと。

(事務局)

現実的に考えると今後、新たに公園を整備するのは難しいため、既存の公園を守っていく。また、都市計画区域の見直しと併せて既存公園を都市公園と位置づけることについても検討していく。

(島田委員)

都市公園は防災と関連しているのか。

(事務局)

担当部局は危機管理課になりますが、以前、現時点では一時的な避難場所としてはなりうるかもしれないが、支所や体育館などと同等の避難場所としての位置づけは考えていないということ確認しています。

(佐治委員)

土地の貸借料は支払っているのか。

(事務局)

無償である。

(会長)

それでは、「議案第1号 詫間都市計画公園の変更について」について、原案可決ということよろしいでしょうか？

異議なし

(会長)

それでは、異議がないようですので、議案第1号については原案可決ということで、本会議に付議された審議は終了いたしました。

議案審議終了

これで審議事項は終了しましたが、せっかく機会ですので、「その他事項」ということで、冒頭、山本課長の挨拶にもありましたが、三豊市が都市計画の区域再編を検討することに関してでもいいですし、都市計画全般についても、何かご意見やご質問など、ありませんか。

(紀伊会長)

今後は、人口減少により公園の利用者の少なくなっているが、都市公園やその他施設の配置のバランスをどのようにとっていくのですか。

(事務局)

公園に限らず公共施設の数や配置の問題は生じてくると感じている。総合計画と併せてランドデザインを策定しており、またその他計画と調整しながら検討する必要があると考えている。また施設の数、配置と併せてコンパクトシティ+ネットワークの観点から考えると、拠点をつなぐ公共交通のあり方などについても検討していく必要があるが、現在、この部分についてはやや遅れているところもあり、課題であると感じている。

(松原委員)

公園や駅などの公共空間の防犯対策についての質問です。例えば、公園内の防犯灯や防犯カメラなどに設置はどのように考えているのだろうか。施設整備をするときには防犯対策は必要であるが、後付になっている印象がある。

(事務局)

防犯対策については、総務課や危機管理課などの関連部局と連携をしていく必要がある。公園の防犯対策に関しては具体的な施策等は決まっていない。この場で頂いた意見については、市役所内で情報共有し反映していきたい。

(紀伊会長) ※意見

施設整備などを計画する際は、最初から防犯対策などのソフトも含めて、連携して協議するということが大切ではないかということですね。

(高橋委員)

現在、父母ヶ浜が観光大変賑わっており、連休時期などは多くの人が訪れ交通渋滞なども発生しているが、道路整備など三豊市としては何か考えているのか。

(事務局)

父母ヶ浜が多くの人でにぎわっているということは認識しているが、観光の担当部局である産業観光課からは、具体的に道路整備に関してなどの話は聞いていない。

渋滞の緩和等対策などについて、今回頂いたご意見を担当課に伝えておく。

(真鍋委員)

都市計画区域内の建築確認が必要となり、区域内での古民家のリノベーションが厳しい状況である。区域見直しの際は、一部区域や施設を条例などによって規制緩和をすることを検討しないのか。

(事務局)

区域からの除外については今回の編入と併せて検討していく案件である。区域の再編に関しては市民の意見を聞いて決定されるものでなく、土地利用や様々なデータを勘案して客観的な要素をもとに決定するものである。その後の用途地域の設定や特定用途などに関しては、市民の意見を聞きながら規制や誘導を検討していきたい。

(紀伊会長)※意見

都市計画の規制は個々の負担にはなってしまう一方で、街全体の調和を市民全体で考えるという点では必要なことであると思います。

(吉田委員)

父母ヶ浜の賑わいの一方で、詫間駅で手持無沙汰の観光客をよく見かける。詫間駅や高瀬駅周辺に観光する場所がなく、もったいないと感じている。駅周辺の開発など考えているのか。

(事務局)

駅前開発について駅舎や駅前広場などのハード面の整備と賑わい創出というソフト面があるが、ソフト面に関しては市民のみなさんに意見を聞きながら、官民連携して検討していく必要があると考えている。ハード面に関しては、整備の必要があるとは認識しているが、費用負担の話など難しい問題もある。例えば、都市計画事業として補助金を活用するなどの方法はあるが、その大前提としても区域の再編は必要である。

スピード感については、市民の方が想定するものと市が想定するものにはずれがあるとは感じている。吉田委員のご意見については、市としても解決すべき問題であると認識はしています。

(紀伊会長) ※意見

都市計画と産業、観光は切り離して考えられない問題です。市役所組織としては担当部局が異なると思いますが、連携して進めていただきたい。

他にご意見ありませんか。

意見なし

それでは、他にご意見もないようでございますので、本日の会議は以上といたします。ご審議ありがとうございました。事務局の方へお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。

本日の審議結果については、所定の手続きにより、市長宛に答申いたします。その後は、香川県知事の同意など、年度内には都市公園の廃止に関する法定手続を完了し、3月議会で三豊市都市公園条例の改正を行う予定となっております。

繰り返しになりますが、本市は、今後、都市計画区域の再編や都市計画マスタープランの改訂も控えており、委員の皆様には、益々のご協力をお願いしなければなりませんので、今後ともよろしく願いいたします。

本日は、誠に忙しい中、ありがとうございました。

10. 閉 会 午前10時45分

以上のとおり、平成30年度三豊市都市計画審議会（第1回）における審議内容について相違ありません。

三豊市都市計画審議会

議事録署名委員

堀江 博

議事録署名委員

立山 修身